

令和2年度士別市地域包括支援センター事業実績

1. 設置状況

(令和3年3月31日現在)

名 称	士別市地域包括支援センター	設置主体	士別市	
開設場所	士別市役所健康福祉部内			
職員	保健師2名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員2名、介護支援専門員4名、事務職3名			
業務時間	月～金 8:30～17:15 (祝祭日、12月29日から1月3日までを除く)			
担当日常生活圏域	士別市全域 面積:1,120Km ² 、人口:17,967人、世帯数:9,188世帯 高齢者人口:7,405人、高齢化率:41.0%、 65歳以上の独居世帯:2,252世帯(30.4%) 65歳以上の夫婦世帯:1,653世帯(44.6%) 認定者数:1,417人(1号被保険者)、21人(2号被保険者) 認定率:18.8%			
介護予防支援 指定内容	サービスの種類	指定介護予防支援		
	事業所の名称	士別市地域包括支援センター		
	代表者氏名	士別市長 牧野 勇司		
	事業所の所在地	士別市東6条4丁目1番地 士別市役所健康福祉部		
	電話番号	0165-26-7754	FAX番号	0165-23-1766
	事業所番号	0103200010	指定年月日	平成18年4月1日
	事業開始年月日	平成18年4月1日		

2. 事業実績

(1)総合相談支援事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び各種制度の利用につなげる等の支援を行いました。

事業の内容としては、初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援、その実施にあたって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況把握を行いました。

令和2年度はコロナ禍の中、事業としては中止とせざるを得ないものが多々ありましたが、緊急事態宣言や外出自粛が強く求められたことにより高齢者の不安やフレイルなどの心配がされたため、5月25日の緊急事態宣言の解除を受け、例年8月から実施の高齢者実態調査を6月1日から前倒しで開始し、新型コロナウイルスの相談窓口の周知やマスクの配布を行いました。

例年65歳以上の世帯を対象に高齢者実態調査を行っていましたが、70歳以下の方は就労されている方も増え、高齢者扱いされたくないとの声も複数聞かれた事とコロナ禍で閉じこもりがちになる中、早急に高齢者世帯の実態把握を行う必要があったため、今年度は70歳以上の世帯を対象としました。そのため新規の対象者がほぼいなかったため命のバトンの配布数が大幅に減少しています。

《令和2年度事業》

- ① 窓口における相談や、訪問、電話による相談受付 【表1・表2】
- ② 在宅介護支援センター3カ所に委託して高齢者に関わる地域住民の身近な相談対応の実施
- ③ 在宅介護相談協力員や保健医療福祉関係機関からの相談に対応
- ④ 在宅介護相談協力員研修会の開催 【表3】
- ⑤ 要援護高齢者の台帳整備 年1回配布
- ⑥ 在宅介護支援センターの協力のもと、高齢者の実態把握
- ⑦ 命のバトン交付【表4・表5】、交付台帳整備及び各自治会、在宅介護相談協力員との情報交換の実施

表1 <総合相談延件数>

(令和3年3月末)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域包括支援センター	5,783件	8,988件	8,870件
在宅介護支援センター 「しあわせ」	3,313件	4,624件	6,675件
在宅介護支援センター 「ふれあい」	4,976件	7,218件	7,350件
在宅介護支援センター 「みどり」	2,462件	5,113件	4,548件
計	16,534件	25,943件	27,443件

表2 <総合相談対応状況件数>

(令和3年3月末)

	電話	来所	訪問	その他	合計
地域包括支援センター	4,637件	300件	3,679件	254件	8,870件
しあわせ	2,105件	84件	4,016件	470件	6,675件
ふれあい	2,485件	68件	4,676件	121件	7,350件
みどり	1,294件	410件	2,832件	12件	4,548件
計	10,521件	862件	15,203件	857件	27,443件

表3 <相談協力員研修会開催内容>

児童部会 10月21日	『地域包括支援センターの役割』『在宅介護相談協力員とは』 『認知症について』 17名参加
高齢者部会 10月20日	『地域包括支援センターの役割』『在宅介護相談協力員とは』 『認知症について』 17名参加
障がい部会 10月16日	『地域包括支援センターの役割』『在宅介護相談協力員とは』 『認知症について』 16名参加
全体研修	開催中止

表4 <命のバトン交付状況 >

	交付数
独居世帯	4世帯(4人)
高齢世帯	3世帯(6人)
一般世帯	6世帯(6人)
合計	13世帯(16人)

表5<交付方法内訳>

	交付数
介護支援専門員	—
在宅介護相談協力員	—
実態調査	9世帯(11人)
訪問	—
保健師	—
窓口	4世帯(5人)

(2)権利擁護事業

成年後見制度の利用支援や高齢者虐待への対応など高齢者の安全と生活を守るための支援を行いました。令和元年度より本市と剣淵町、和寒町、幌加内町の一市三町で士別市社会福祉協議会が設置した『士別地域成年後見センター』に成年後見の普及、啓発を委託し、広く成年後見制度を知ってもらい、必要な方の利用支援に結び付くよう取り組んでいます。

《令和2年度事業》

- ① 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の相談及び普及・啓発
(市長申立て支援 1件)
- ② 虐待対応 通報・高齢者相談 11件のうち4件を虐待と判断 【表6】
(延べ相談対応及び連絡調整件数 67件)
- ③ 消費者被害等の相談対応及び消費生活センターへの紹介、消費者被害防止の啓発・啓蒙
- ④ SOSネットワーク検索協力 2件
徘徊高齢者事前登録制の普及及び周知 令和2年度8名登録
- ⑤ 警察署との連絡・調整
- ⑥ 成年後見制度の紹介・相談26件、市長申立て1件、ケース会議4回主催
(延べ相談対応及び連絡調整件数 58件)

※高齢者虐待及び成年後見制度の延べ相談対応件数には、過年度に虐待と判断したものの対応や前年度から対応している事例も含まれます。

表6 <権利擁護関係対応件数>

(令和2年3月末)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
高齢者虐待 (虐待と判断した件数/ 通報・相談件数)	2/9件	1/6件	1/9件	5/11件	4/11件
SOSネットワークによる 搜索活動	1件	7件	0件	2件	2件

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域の高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるよう、多職種協働や地域の関係機関との連携を図り、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域包括ケア会議を開催しました。

多職種連携を行うツールとして、医療と介護連携の推進を図るため、医療及び介護サービスの情報を1冊で共有できることを目的とした医療介護連携手帳の運用や「市内医療機関連携窓口一覧表」「市内介護保険・高齢者福祉サービス事業所一覧表」「市内介護支援専門員等一覧表」「市内介護施設医療処置・食事形態・外来受診対応一覧表」の更新及び配布を行いました。

前年度は、多職種から率直な意見を吸い上げ、現在把握していない潜在的な課題発掘や今後の取り組み課題の整理を行うため、「ワールド・カフェ」の手法を用いての在宅医療介護連携推進会議を開催し、顔の見える関係の構築が在宅医療介護連携に於いて重要であると再確認し、今年度も開催予定でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が出来ませんでした。

《令和2年度事業》

- ① 地域包括ケア会議開催 1回(書面)
- ② 困難事例の処遇に関する個別支援や事例検討会の開催 3回
- ③ 医療介護連携推進作業部会会議の開催 4回
- ④ 土別市立病院と介護支援専門との連携についての協議会へ参加 1回
- ⑤ 上川北部圏域在宅医療推進ネットワーク協議会 2回(書面)
- ⑥ 介護支援専門員研修会の開催
- ⑦ 認知症初期集中支援チームの活動 支援ケース 新規1件 継続支援0件
医師3名、チーム員5名の合計8名体制。認知症ケアパス(パンフレット)を公共機関等に配付し、認知症の相談に活用している。

(4)介護予防ケアマネジメント事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険課と共に平成 27 年度から検討を重ね、平成 30 年度より実施しています。

また、「生活支援の充実・強化」を進めていくために、生活支援コーディネーターを配置し、地域での支え合い活動について住民主体の地域助け合い活動協議体において話し合いを重ね、地域の支え合いの仕組みづくりを行い、平成31年4月より士別市社会福祉協議会が事務局となり会話を楽しみながら一人で買い物に行けない方に同伴する買い物サポート事業を開始。今年度は、コロナ禍の中、地域助け合い活動協議体の話し合いを持つこともなかなか難しい状況でした。今後は、コロナ禍の中でも地域で支えあっている仕組み作りについての検討が必要と思われます。

また、社会福祉協議会と連携を図り、福祉パトロールや地域サロンの更なる拡大に向けた支援を行っています。

《令和 2 年度事業》

- ① 高齢者地域支えあい事業における見守り活動の体制作り
 - 1)福祉パトロールの取り組みのための支援 【表7】
 - 2)事業所の見守り協力へ「見守り事業所たより」発行 登録件数 74事業所
 - 3)地域サロン開催への支援 サロン開催 自治会取組 11自治会、3自治連合 【表8】
 - 4)地域助け合い活動協議体における話し合い支援 計9回打ち合わせ実施
 - 5)令和2年度上川管内コーディネーター情報交換会担当市として書面開催
- ② 必要な方に自立支援サービス等の調整

表7 <福祉パトロールの取組状況>

	自治会数・人数	
	前期	後期
取組数	46	48
申請なし	19	17
対象者数	355	369

表8 <サロン開催自治会>

桜丘自治会、親栄自治会、九十九自治会、南町南栄自治会、第一町内自治会、南町南郷自治会、南町南光自治会、観月自治会、南士別自治会、上士別第七自治会、東丘自治会	11自治会
多寄地区自治会連絡協議会、温根別地区自治会連絡協議会、朝日地区自治会連絡協議会	3自治連合会

指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象者となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことが出来るよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行いました。

なお、介護保険法第115条の23第3項、介護保険法施行規則第140条の36の規定に基づき業務の一部を委託しています。

《令和2年度事業》

- ①介護予防サービス計画の作成、評価
- ②介護予防サービス事業所との連絡調整
- ③介護予防計画費の請求事務 [表9]
- ④居宅介護支援事業所に業務の一部委託及び介護予防支援の助言、評価 [表10]
- ⑤要介護認定及び要支援認定の申請代行及び認定調査

表9 <介護予防給付実績>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域包括支援センター分	3,075件	2,933件	3,117件
居宅介護支援事業所分	477件	674件	651件
合計	3,552件	3,607件	3,768件

介護予防支援数(R3年3月末)

・地域包括支援センター作成 245件(介護予防支援の 81.4%)

・委託事業所作成 56件(介護予防支援の 18.6%)

計301件

要支援認定者内訳(R3年3月末)

・要支援1(232件) + 要支援2(164件) = 396件

総合事業対象者(R2年3月末) 146件

表10 <事業所別介護予防サービス計画件数(年間)>

委託先居宅介護支援事業所名	介護予防サービス計画数
朝日美土里ハイツケアプラン相談センター	404件
居宅介護支援センター「しあわせ」	17件
士別市社協居宅介護支援事業所	147件
ケアプラン まごころ	71件
ケアプランセンター りん	1件
清幌園居宅介護支援事業所	5件
居宅介護支援事業所 縁	5件
介護相談センター 大雪	1件

(5)その他の業務

《令和2年度事業》

- ① 地域密着型サービス運営推進会議出席
- ② 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム入所判定委員会委員として出席
- ③ 土別地域成年後見センター運営協議会、ネットワーク会議に委員として出席

令和4年度士別市地域包括支援センター事業計画書

高齢者等が住みなれた地域で安心して過ごすことが出来るように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することが地域包括支援センターの目的です。

令和4年度においても、「第8期士別市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供され、「丸ごと」支援し、「他人事」ではなく「我が事」として地域で支え合う社会の実現に向けた「地域包括ケアシステム」の推進を図ります。

また、住民に身近な相談機関として、住民に寄り添い、高齢者等の多様な相談を総合的に受け止め、介護保険サービスのみならず、地域の多様な社会資源を活用し、可能な限り住み慣れた地域で尊厳ある生活の継続をしていただけるよう各関係機関、多職種、地域の方と連携し支援を行います。

(令和4年1月末)

士別市地域包括支援センター設置状況				
名称	士別市地域包括支援センター	設置主体	士別市	
開設場所	士別市役所健康福祉部内			
職員	管理者 1 名、保健師 2 名、社会福祉士 0 名、主任介護支援専門員 2 名、介護支援専門員 5 名、介護福祉士 1 名、事務員 1 名、事務補助 1 名			
業務時間	月～金 8:30～17:15 (祝祭日、12月29日から1月3日までを除く)			
担当日常生活圏域	士別市全域 面積：1,120km ² 、人口：17,635人、世帯：9,047世帯 高齢者人口：7,281人、高齢化率：41.3% 65歳以上の独居世帯：2,247世帯(24.8%) 65歳以上夫婦世帯：1,617世帯(17.9%) 第1号認定者数：1,399人、認定率：18.8% 被保険者数：7,425人			
介護予防支援 指定内容	サービスの種類	指定介護予防支援		
	事業所の名称	士別市地域包括支援センター		
	代表者氏名	士別市長 渡辺 英次		
	事業所の所在地	士別市東6条4丁目1番地 士別市役所健康福祉部内		
	電話番号	0165-26-7754	FAX番号	0165-23-1766
	事業所番号	0103200010	指定年月日	平成18年4月1日
	事業開始年月日	平成18年4月1日		

1. 総合相談支援業務

総合相談業務とは、地域包括支援センターの基盤的役割を果たす業務であり、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントにつながるすべての業務の入り口となります。

高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要か把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

【主な業務内容】

- (1) 総合相談
- (2) 地域包括支援ネットワーク
- (3) 実態把握

※地域での高齢者の生活を支える体制づくりを推進し、地域包括ケア会議を通して地域課題の整理や必要な資源の拡大、開発などに取り組みます

【前年度の主な取り組み】

- ・地域住民の相談実施
- ・在宅介護相談協力員研修会開催(各部会からの依頼) 3回実施
- ・高齢者/避難行動要支援者名簿の作成
- ・命のバトン交付(新規交付件数 7 件 10 人、交付総数 3,452 件、5,370 人)

【令和4年度取り組み計画】

- (1) 総合相談
 - ①窓口への来所又は訪問・電話による相談受付
 - ②地域住民の身近な総合相談窓口の設置(在宅介護支援センター3カ所委託)
- (2) 地域包括支援ネットワーク
 - ①多職種協働及び住民参加地域包括ケア会議の開催(地域課題の整理)
 - ②在宅介護相談協力員委嘱および研修会開催
- (3) 実態把握
 - ①高齢者/避難行動要支援者名簿の作成
 - ②在宅介護支援センターと市の地域担当職員等との共同による高齢者の実態把握
 - ③命のバトン交付及び交付台帳整備
 - ④各自治会、民生委員児童委員と地区別台帳共有による更新等の実施

2. 権利擁護業務

地域包括支援センターの業務すべてが、「住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができる」という人として当たり前の願いを支えていく意味で、権利擁護の実践であるといえます。その中でも、特に権利侵害行為の対象となっている高齢者や権利侵害の対象になりやすい高齢者、あるいはみずから権利主張や権利行使することができない高齢者に対して、権利侵害の未然防止や対応、権利行使の支援を専門的に行うのが権利擁護業務となっています。

【主な業務内容】

- (1) 権利擁護の普及・啓発
- (2) 高齢者虐待に関する相談・対応
- (3) 土別地域成年後見センター、介護サービス事業所、病院や法律事務所、警察署、消費者生活センター等との関係機関との連携
- (4) 本市に居住する高齢者等で認知機能低下により自己判断が困難でかつ身寄りのない方に代わり、市長が家庭裁判所に対して行う後見、保佐、又は補助開始の審判の申立て（以降「市長申立て」という。）及び成年後見制度利用についての支援

【前年度の主な取り組み】

- ・虐待ケース発生時はコアメンバー会議を開催。随時、情報共有や方針の決定を行い対応した。
- ・成年後見制度市長申立ての必要性のあるケースについて庁内関係部署や関係機関と連携するとともに、個別ケース会議を開催した。

【令和4年度取り組み計画】

- (1) 権利擁護の普及・啓発
- (2) 高齢者虐待に関する相談・対応
 - ①介護保険課と共に発生時の速やかな対応や措置の検討、養護者支援の実施
 - ②高齢者虐待防止の普及・啓発
- (3) 介護サービス事業所、病院や法律事務所、警察署、消費者生活センター等との関係機関との連携や連携課題の把握
- (4) 土別地域成年後見センターとの連携
- (5) 市長申立て及び成年後見制度利用時の支援

3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

包括的・継続的ケアマネジメントは、介護支援専門員が中心となり、サービス事業所を含む支援チーム全体で行うものであり、時間の経過においても、途切れることなく一貫してひとりの高齢者が地域で暮らし続けることができるような支援が求められるものです。高齢者本人の機能や能力を最大限に生かしうるその人らしい自立した生活を継続するために、本人の意欲や適応能力等の維持や回復を援助するとともに、課題の解決に有効な社会資源を自己決定に基づきコーディネートし、本人や家族が必要な時に必要な社会資源を切れ目なく活用できるよう援助していきます。そのために、多職種による連携の場を整え、地域全体での連携体制を作ることが重要となります。

【主な業務内容】

- (1) 関係機関との連携体制構築支援（インフォーマルも含む）
- (2) 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援
- (3) 介護支援専門員等の実践力向上へのサポート
- (4) 支援チームの構築とチーム全体へのサポート
- (5) 介護支援専門員等へのサポート
- (6) 家族・近隣住民へのサポート等

【前年度の主な取り組み】

- ・地域包括ケア会議【書面会議】（情報の共有目的：全事業所対象）
- ・介護支援専門員研修会

【令和4年度取り組み計画】

- (1) 関係機関との連携体制構築支援（インフォーマルも含む）
 - ・地域包括ケア会議の開催
- (2) 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援
- (3) 介護支援専門員等の実践力向上
 - ・介護支援専門員研修会の開催
- (4) 支援チームの構築とチーム全体へのサポート
- (5) 介護支援専門員等へのサポート
- (6) 家族・近隣住民へのサポート等

4. 介護予防ケアマネジメント業務

介護保険給付は、「尊厳の保持」と「自立支援」という介護保険制度の基本理念に基づき、要介護状態等の軽減や悪化の防止に資するよう、医療との連携に十分に配慮し、総合的かつ効率的に提供するものです。介護予防の目的は、「高齢者が要介護状態になることを出来る限り防ぐこと」「要支援・要介護状態になっても状態の改善・維持・悪化の遅延を図ること」であり、これに基づいた業務遂行が必要です。

また、少子高齢化が進み、高齢者を「支えられる人」と捉えるのではなく、高齢者が社会参加をし、活動し、担い手にもなりえることが重要であり、高齢者自身の介護予防にもつながる仕組み作りが必要です。介護予防・日常生活支援総合事業においては、介護予防を推進するだけでなく、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりの視点も重要となります。

【主な業務内容】

- (1) 指定介護予防支援
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (3) 上記内容の評価・検証

【前年度の主な取り組み】

- (1) 指定介護予防支援
 - ・ 予防給付対象者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう支援
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・ 総合事業対象者がケアマネジメントサービス等を適切に利用できるよう支援
- (3) 予防支援・総合事業対象者に必要なサービスを把握し関係機関と情報共有

【令和4年度取り組み計画】

- (1) 指定介護予防支援
 - ① 介護予防サービス計画の作成・評価
 - ② 介護予防サービス事業所との連絡調整
 - ③ 居宅介護支援事業所に業務の一部委託及び介護予防支援の助言・評価
 - ④ 介護予防サービス計画書の給付管理
 - ⑤ 介護認定及び要支援認定等の申請代行
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ① 介護予防サービス計画の作成・評価
 - ② 介護予防サービス事業所との連絡調整
 - ③ 居宅介護支援事業所に業務の一部委託及び介護予防支援の助言・評価
 - ④ 介護予防サービス計画書の給付管理
 - ⑤ 介護認定及び要支援認定等の申請代行
- (3) 上記内容の評価・検証
 - ① 予防支援・総合事業対象者に必要なサービスを把握し関係機関と情報共有
 - ② 多職種、他機関との情報共有及び意見の吸い上げを行い関係機関へ提案

5. その他の業務

地域包括支援センターの4本柱以外の業務について

【その他の業務内容】

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
- (2) 市内外における各組織の委員
- (3) 地域医療

【前年度の主な取り組み】

- ・住民主体の支え合いの仕組み構築に向けて住民を交えての協議
- ・在宅医療と介護の連携推進のための連携ツールの更新及び配布
- ・連携手帳、連携シート（土別市立病院とケアマネ・土別市医療と介護）の改訂、配布

【令和4年度取り組み計画】

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
 - ①在宅医療・介護連携の推進
 - ・連携ツールの更新及び配布
 - ・連携シート及び連携手帳の配布
 - ・医療と介護の連携推進たよりの発行
 - ・在宅医療介護連携推進会議、多職種連携学習会の開催
 - ・情報通信技術（ICT）の活用に向けた学習会の開催
 - ②認知症施策の推進
 - ・認知症サポーター養成講座の開催
 - ・認知症初期集中支援チームの活動
 - ・徘徊高齢者の相談、検索、関係機関等の強化
 - ・SOS ネットワーク事前登録制度の周知と普及
 - ③地域包括ケア会議の推進
 - ④生活支援サービスの充実・強化
 - ・福祉パトロールの取り組みのための支援
 - ・地域サロン開催への支援
 - ・事業所の見守り協力の拡大周知への取り組み
 - ・住民主体の話し合いの場の継続（協議体）、生活支援コーディネーター活動への支援
 - ・地域食堂及び買い物支援サポーター事業継続のための支援
 - ・生活支援コーディネーター情報交換会参加（上川管内）
- (2) 市内外における各組織の委員
 - ①地域密着型サービス運営推進会議委員
 - ②専門部会委員特別養護老人ホーム、養護老人ホーム入所判定委員会委員
 - ③上川北部保健医療福祉圏域連携推進会議（生活習慣病）
 - ④上川北部圏域在宅医療推進ネットワーク協議会構成員
 - ⑤土別地域成年後見センター運営推進会議、ネットワーク会議構成員
 - ⑤資質向上のための各研修会への参加
- (3) 地域医療
 - ①診療所整備事業
 - ②開業医誘致助成事業

資料 No3

令和3年度認知症初期集中支援チームの活動状況について

<報告事項>

現在、認知症サポート医3名、チーム員6名（うち2名は社会福祉法人三愛会に配置されている認知症地域支援推進員）の合計9名体制になっている。

<実績>

*新規支援ケースは1件。

かかりつけ医との連携が必須の方。

認知症サポート医の助言をうけながら、主にかかりつけ医との連携を行った。施設入所し支援終了。

*チーム対象者であるか検討した方が数名いたが、担当ケアマネジャーや家族が対応する中で施設入所や介護保険サービスの利用につながったため、チーム対象者とはならなかった。

<評価・分析>

*新規ケースについては、チーム員が認知症サポート医の助言を受け、かかりつけ医との連携を図ることで、チーム対象者の対応に苦慮していた家族への支援につながっており評価できる。

*認知症初期集中支援チームの支援数が少ないのは、総合相談で解決できるケースも多いと思われるが市民への周知不足もある。関係機関への認知度は高いので、総合相談等で認知症の相談があった時に、情報提供するだけでなく、広報の活用や認知症サポーター養成講座など認知症関連の事業開催時にも合わせて行うなど市民への周知を図る必要がある。

<令和4年度に向けて>

*サポート医及びかかりつけ医、また専門医と連携し、チームとして複数の対象者への迅速な対応が出来るよう体制を再構築する。

*士別市版認知症ケアパスの利用や広報しべつ・市のホームページ等を活用することで士別市認知症初期集中支援チームの普及啓発、理解を深めていく。